

平成 22 年 8 月 4 日
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務の評価（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は次のとおり。

I 事業の概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）の自動車検査用機械器具の保守管理業務については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日改定を閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて検査法人は官民競争入札等監理委員会の議を経て、「自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）を定め、実施要項に基づき、民間競争入札を 3 度実施したが不落となったため（不落となった経緯については、後記 2 参照）、入札手続後入札参加者と交渉を行い、平成 21 年度から随意契約により本事業を実施している。事業の概要及び達成すべき質は次のとおりである。

事 項	内 容
業務内容	自動車検査独立行政法人法第 14 条の規定に基づき関東検査部管内 23 事務所に設置される自動車検査用機械器具の保守管理 ・保守管理業務の内容 [検査機器の定期点検、検査機器の校正、重量計の定期検査] (参考：第 1 回・第 2 回入札時の業務範囲) [検査機器の定期点検、検査機器の校正、重量計の定期検査、 <u>検査機器の修繕</u> 、 <u>検査機器関係消耗品の供給</u>]
契約期間	平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年 10 か月
受託事業者	安全自動車株式会社グループ 代表者 安全自動車株式会社 構成員 株式会社アルティア、株式会社イヤサカ、株式会社バンザイ
契約金額	98,332,500 円（税込）

○ 確保すべき水準の設定状況

業務	共通事項	個別事項
検査機器の定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載の業務内容を確実に履行する ・検査コースの閉鎖時間を最小限に止める 	定期点検実施に伴う閉鎖時間が平成21年6～9月の4か月間及び平成21年10月～平成22年3月の6か月間のそれぞれの期間においてそれぞれ354時間50分を上回らないこと。
検査機器の校正		校正実施に伴う閉鎖時間が21年6月～平成22年3月において、平成17～19年度の平均値（年間358時間26分）を上回らないこと。
重量計の定期検査		定期検査に伴う閉鎖時間が21年6月～平成22年3月において、42時間30分を上回らないこと

2 不落となった経緯等

(1) 経緯

平成20年11月から平成21年2月にかけて2回入札を行ったが、第1回は入札参加資格を満たす者の参加がなく、第2回は入札価格が予定価格を上回ったことにより、それぞれ不落となった。検査法人が民間事業者にヒアリングを行った結果によれば、①応札者が少なくなった原因は、多くの事業者にとり、入札時点において各社の体制・知識・技術力で全ての業務（特に修繕）に対応することは困難であるためとのことであり、②応札金額が予定価格を上回った理由は、土日の対応の可能性、修繕及び消耗品供給の発生件数や内容の予測の困難性並びにこれらに伴う見込みの間接部門費の増大によるとのことである。

(2) 検査法人の対応

前記のことから、検査法人は、①業務の範囲を、検査機器の定期点検、校正及び重量計の定期検査に縮小するとともに、②業務は原則平日に実施することを明記する変更を行い、平成21年4月に再度入札広告を行い、5月に入札を実施したところ（3回目の入札手続）、応札希望者3者のうち最終的に1者が応札していたが、当該事業者による入札金額は予定価格を上回っていた。そのため当該事業者との間で入札手続終了後に実施要項と同様の条件で業務を実施する旨の随意契約を締結した。

III 評価

1 評価方法について

自動車検査独立行政法人から提出された平成21年度民間競争入札実施事業の実施状況報告(別添)に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、実績評価を行うものとする。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(1) 業務の実施に当たり確保されるべき質等の達成状況

業務	測定指標と設定目標	達成状況
検査機器定期点検	定期点検実施に伴う閉鎖時間が平成21年6～9月の4か月間及び平成21年10月～平成22年3月の6か月間のそれぞれの期間においてそれぞれ354時間50分を上回らないこと。	達成
検査機器校正	校正実施に伴う閉鎖時間が21年6月～平成22年3月において、平成17～19年度の平均値(年間358時間26分)を上回らないこと。	
重量計定期検査	定期検査に伴う閉鎖時間が21年6月～平成22年3月において、42時間30分を上回らないこと	
検査機器定期点検	全ての対象機器について必要な点検が実施されているか。	
	検査コース閉鎖時間が報告されているか。	
	実施結果は実施完了後7日以内に報告されているか。	
検査機器校正	登録校正実施機関による校正を受けているか。	
	全ての点検対象機器について前回の校正の日から概ね1年以内に校正が実施されているか。	
	検査コース閉鎖時間が報告されているか。	
	実施結果は実施完了後7日以内に報告されているか。	
重量計定期検査	指定定期検査機関等による定期検査を受けているか。	
	全ての点検対象機器について前回の定期検査の日から2年以内に定期検査が実施されているか。	
	検査コース閉鎖時間が報告されているか。	
	実施結果は実施完了後7日以内に報告されているか。	

(2) 評価

業務の実施に当たり確保されるべき質、仕様書に記載の業務内容とも全て確実に実施されており、適切に実施されたと評価できる。また、検査法人の報告によれば、検査時間外(昼休み等)に重量計定期検査を実施するなど、検査コースの閉鎖時間を少なくするための創意工夫が発揮されている。

(3) 実施経費

平成21年度から平成22年度に係る2年間の事業として民間競争入札を実施し、入札者が提出した企画書及び入札金額について、総合評価(除算方式(基礎点60点、加算点120点))を行い、落札者を決定する予定であったが、2回の入札手続を経て不落となったため、2回目の入札手続終了後の交渉の結果、98,333千円(税込)で契約された。(従来は、業務ごとに一般競争入札を実施)。

当該契約金額を平成21/22年度と業務仕様が同等な平成17/18年度の実施経費と比較すると、3,818千円(税込)(3.7%)の削減となっている。1年当たりでは約2,083千円の経費削減となっている。

IV まとめ

1 評価の総括

業務の実施に当たり確保されるべき質の達成状況及び仕様書に記載の業務内容の達成状況は、前記Ⅲ 3のとおり確実に実施されたものと評価できる。また、実施経費も、Ⅲ 4のとおり、削減されている。さらに、従来機器ごとに単年度で行われていた本事業に係る契約事務について、一括しかつ複数年度で契約を締結できたことは、契約事務の効率化に資したものとして評価できる。他方、競争環境の確保の観点から、1回目・2回目の入札手続及び業務内容を縮減して実施した3回目の入札手続も不落となり、随意契約となった点については、改善が必要である。

2 今後の方針

業務の実施状況、経費の削減状況及び契約事務の効率化の観点からは良好な結果となっているものの、合計3回の入札手続を経ても最終的に1者応札でかつ予定価格超過により不落となっていることから、新規参入促進等の観点から、以下の点を十分に検討した上で、民間競争入札を継続することが適当である。

(1) 情報提供、意見交換について

自動車検査用機械器具の保守管理業務を実施した経験のない民間事業者及び自動車検査用機械器具の保守管理業務を実施した経験はあるが検査法人の業務を受託した経験のない民間事業者の参入を促すべく、実施要項の策定、意見聴取手続など各段階で検査法人において広く民間事業者への情報提供及び民間事業者との意見交換に努める必要がある。

(2) 入札の発注規模及び契約期間について

入札の発注規模(関東検査部管内全23事務所を対象とすること)及び契約期間について、競争性の確保等の観点から、十分に検討を行う必要がある。

なお、公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日改定)別表において、「本業務の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、全国への拡大を検討する。」とされていることを踏まえ、関東検査部以外の地区における市場の状況等も視野に入れた検討を行うことが適当である。

(3) 必要な機器に関する情報の開示について

業務を実施するために必要となる機器について必要となる品名等及び個数等を明らかにした上で、そのうち検査法人で供給可能で提供(貸与)可能な品名等及び個数と、受託した民間事業者において自ら調達する必要がある品目等及び個数について十分に情報開示を行う必要がある。

なお、情報開示に当たっては、具体的な商品名、価格、製造者などを例示する場合には、特定の商品、購入価格、特定の製造者の製造に係るものの調達を推奨するなどの趣旨でないことを明示することが適当である。

(4) 検査法人の施設を利用した事前研修が可能であることについて

第4に、落札した民間事業者が希望する場合、検査法人の中央実習センター(東京都八王子市)に設置された検査法人職員向け研修用の機械器具を使用して事前の研修が可能である旨を明示する必要がある。

(5) グループで入札する場合の手続について

公正な競争が阻害されることがないように、複数の企業で構成されるグループで入札できる

場合を「単独の民間事業者ないしは当該グループより構成者が少ないグループでは業務の全てが担えない場合」に限定するとともに、なぜ単独又は当該グループより構成者が少ないグループでは業務の全てが担えないのかについて、入札時に書面で提出を求める必要がある。

なお、業務の全てが担えない理由を記載した書面の提出手続に関しては、当該書面に記載の内容に疑義がある場合には、検査法人において追加の書面提出要求や聴取を行うことができる旨を明示することが適当である。

以上